

特 定 野 菜 等 に 関 す る 特 例 業 務 方 法 書

園流第332-1号 平成12年 5月10日承認
園流第312号 平成13年 5月15日承認
園流第363号 平成14年 5月20日承認
園流第212号 平成15年 3月26日承認
園流第225号 平成16年 3月29日承認
園流第421号 平成17年 4月26日承認
園流第1088号 平成18年 3月 9日承認
園流第457号 平成18年11月 6日承認
園流第660号 平成19年 3月 9日承認
園流第326号 平成19年 8月21日承認
園流第751号 平成20年 3月31日承認
園流第253号 平成20年 7月10日承認
園流第697号 平成21年 3月31日承認
園流第672号 平成22年 3月31日承認
園流第650号 平成23年 3月30日承認
産振第102号 平成23年 5月26日承認
産振第728号 平成24年 3月30日承認
産振第 48号 平成25年 4月12日承認
産振第 67号 平成26年 4月17日承認
産振第812号 平成27年 3月27日承認
産振第213号 平成27年 7月 6日承認
産振第 7号 平成28年 4月 6日承認
産振第1092号 平成29年 2月24日承認
産振第1020号 平成30年 2月22日承認
産振第260号 平成30年 7月10日承認
産振第633号 平成31年 3月 6日承認
産振第633号 令和 2年 3月26日承認
産振第772号 令和 3年 3月 9日承認
産振第242号 令和 3年 7月20日承認
産振第613号 令和 4年 2月 4日承認
産振第813号 令和 5年 3月13日承認
産振第766号 令和 6年 2月15日承認
産振第315号 令和 6年 8月 5日承認
産振第735号 令和 7年 2月21日承認

第1条 この特例業務方法書は、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号、農林水産事務次官依命通知）別記4 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（以下「要領」という。）第3の3（1）のアに基づき、公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「公社」という。）が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（以下「特定野菜等事業」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この業務方法書において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）対象特定野菜等 別表1、別表2及び別表3に掲げる野菜であって、茨城県青果物標準出荷規格又は公社が茨城県知事の承認を受けて定める規格の合格品であるものをいう。
- （2）共同出荷組織等 要領第3の3の(3)に規定する共同出荷組織、又は3の(4)に規定する相当規模生産者をいう。
- （3）対象市場群 業務区分ごとに別表1、別表2及び別表3に定める市場をいう。
- （4）対象出荷期間 業務区分ごとに別表1、別表2及び別表3に定める期間をいう。
- （5）価格差補給金 対象特定野菜等の価格が対象出荷期間中に対象市場群で著しく低落した場合において、公社が共同出荷組織と対象特定野菜等の出荷について委託関係にある生産者又は相当規模生産者に対して、その経営に及ぼす影響を緩和するために交付する金員をいう。
- （6）価格差補給交付金等 価格差補給金の交付のために、公社が共同出荷組織に対して交付する金員をいう。

（特定野菜等事業の実施）

第3条 特定野菜等事業は、公社が申込みのあった価格差補給交付金等交付予約数量（以下「交付予約数量」という。）に応じた価格差補給交付金等を共同出荷組織等に交付を行う。

- 2 他の特例業務方法書に係る事業の対象となっている野菜については、この特例業務方法書に係る事業の対象とすることはできない。
- 3 特定野菜等事業の適正な実施を図るため、公社は共同出荷組織等の生産者の同意を得た上で、農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業を行う農業共済組合連合会等への情報提供は必要に応じて行う。

（事業期間の設定及び短縮）

第4条 特定野菜等事業の業務（以下「業務」という。）は、別表1、別表2及び別表3の業務区分ごとに3年度を1単位とする事業期間を設定して行う。

- 2 事業期間は、交付準備金の減少により業務の実施が困難であると認められる場合、共同出荷組織等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、第5条第1項の契約の締結の機会を与える必要がある

る場合、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業経営収入保険制度事業の実施にともない必要がある場合、その他やむを得ない場合においては、茨城県知事の承認を得てこれを短縮することができる。

（交付予約数量の申込み）

第5条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金の交付を受けようとするときは、交付を受けようとする最初の年度における対象出荷期間の開始日の1か月前までに、事業期間ごと及び業務区分ごとに「価格差補給交付金等交付予約数量申込書（様式第1号）」により公社に申込まなければならない。

共同出荷組織等は、申込書を提出する際には、野菜価格安定事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号－1農林水産省農産局長通知）第3の規定に基づき「環境負荷低減クロスコンプライアンスチェックシート」の様式第1号（出荷団体向け）又は様式第2号（生産者向け）を添付し提出すること。

この場合において、共同出荷組織等は、別表1及び別表2に掲げる最低基準額の11分の9に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき契約（以下「特例45」という。）、最低基準額の11分の10に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例50」という。）又は最低基準額の11分の12に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例60」という。）の締結を申し込むことができるものとする。又、別表3に掲げる最低基準額の6分の5に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例50」という。）、最低基準額の12分の11に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例55」という。）、最低基準額の12分の13に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例65」という。）、又は最低基準額の6分の7に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例70」という。）の締結を申し込むことができるものとする。

2 公社は、前項の申込みを承認したときは遅滞なくその旨を当該共同出荷組織等に通知するとともに、茨城県知事に報告するものとする。

3 前項の規定による承認を受けた共同出荷組織等の生産者が農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に基づき、農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みであり、かつ農業保険法施行規則附則第22条第1項の適用外となる場合は、業務対象年間の最初の対象出荷期間の開始前及び業務対象年間の開始後で対象出荷期間の開始日の2か月前までに、交付予約数量の減少による変更又は解約を公社に申し込むことができるものとする。交付予約数量の増加申込についても同じとする。

ただし、契約の解約は、対象出荷期間の開始日の1か月前から当該対象出荷期間に係る価格差補給交付金等の交付申請又は請求を行う時（当該交付申請及び当該請求を行うことがない場合は、当該対象出荷期間に係る旬別平均販売価額又は価格差補給交付金等の通知時）までは、行うことができないものとする。

4 公社は、業務対象年間の開始後に第1項の契約の変更を必要とする場合には、茨城県知事と協議し

回答を得てから2週間以内に共同出荷組織等と契約を変更又は新たに契約を締結することができるものとし、申込を承認したときには共同出荷組織等に通知するとともに、茨城県知事に報告するものとする。

(負担金の納入)

第6条 公社は、前条第2項及び第4項の規定により共同出荷組織等に承認の通知をしたときは、当該共同出荷組織等に負担金を負担させるものとする。

2 前項の負担金の額は、業務区分ごとに別表1、別表2及び別表3の資金造成単価（特定野菜事業の特例45にあってはこの額の5分の7に相当する額、特例50にあってはこの額の5分の6に相当する額、特例60にあってはこの額の5分の4に相当する額、指定野菜事業の特例50にあってはこの額の3分の4に相当する額、特例55にあってはこの額の6分の7に相当する額、特例65にあってはこの額の6分の5に相当する額、特例70にあってはこの額の3分の2に相当する額）の額に、前条第1項の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に別表1に掲げる対象特定野菜等にあっては3分の1、別表2に掲げる特定野菜等にあっては4分の1、別表3に掲げる対象特定野菜等にあっては100分の25を乗じて得た額とする。

ただし、当該事業期間の直前の事業期間において、交付準備金に残額があった業務区分について負担金を納入した共同出荷組織等に係る負担金の額は、本文により算定した額から公社が定める額を控除した額とする。

3 負担金の納入期限は、価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年度の対象出荷期間の開始日の前日の10日前の日（その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び土曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その後最初に到来する休日等以外の日）までとする。

4 負担金は、信連等預貯金口座振替により納入するものとする。

(交付予約数量の変更)

第7条 第5条第2項の規定による承認を受けた共同出荷組織等が、交付予約数量の増加を申込むときは「価格差補給交付金等交付予約数量増加申込書（様式第2号）」を、交付予約数量の減少を申込むときは「価格差補給交付金等交付予約数量減少申込書（様式第2-2号）」を、交付予約数量の解約を申し込むときは「価格差補給交付金等の交付に関する契約の解約申込書（様式第2-3号）」を提出するものとする。

2 前2条の規定は、前項の申込みについて準用する。

(延滞金)

第8条 公社は、共同出荷組織等が負担金をその納入期限の日までに納入しない場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数により納入しなかった金額につき年利5.0%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

ただし、その額が、100円に満たない額であるときは、その徴収を免除することができる。

(負担金の相殺の禁止)

第9条 共同出荷組織等は、負担金を納入する債務について、公社に対するいかなる債権とも相殺することができない。

(価格差補給交付金等の交付)

第10条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに第5条第1項の規定による申込みをした共同出荷組織等が、その生産者の委託を受けて当該対象出荷期間に当該対象市場群に対して出荷した対象特定野菜等の旬（たまねぎにあっては月、以下同じ）別の平均販売価額（当該業務区分に係る共同出荷組織全部の当該対象出荷期間の旬別の販売価額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。））をそれと対応する旬の当該対象特定野菜等の出荷数量で除して得た額（以下「旬別平均販売価額」という。）が別表1、別表2及び別表3の当該業務区分の保証基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。以下「保証基準額」という。）を下回った場合に業務区分ごとに当該共同出荷組織等に対して交付準備金から支出して行うものとする。

2 旬別平均販売価額の算定に当たっては、毎月1日から10日まで、11日から20日まで及び21日からその月の末日までをそれぞれ1旬として計算するものとする。ただし、対象出荷期間に属する旬の日数が7日未満である旬の日は、当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に含めるものとする。

(価格差補給交付金等の金額)

第11条 価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに旬別の価格差補給交付金等交付単価に当該共同出荷組織がその生産者の委託を受けて、又は当該相当規模生産者が直接に、当該旬別の価格差補給交付金等交付単価に対応する期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量から第12条第2項に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を差引いて得た数量（その数量が、その数量を当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した対象特定野菜等の数量で除して得た数値に当該共同出荷組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、交付予約数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の価格差補給交付金等交付単価は、業務区分ごとに保証基準額から旬別平均販売価額（旬別平均販売価額が別表1、別表2及び別表3の業務区分ごとの最低基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）（特定野菜事業の特例45にあってはこの額の11分の9に相当する額、特例50にあってはこの額の11分の10に相当する額、特例60にあってはこの額の11分の12に相当する額、又指定野菜事業の特例50にあってはこの額の6分の5に相当する額、特例55にあってはこの額の12分の11に相当する額、特例65にあってはこの額の12分の13に相当する額、特例70にあってはこの額の6分の7に相当する額）を下回った場合には、当該最低基準額）を差引いて得た額に10分の8を乗じて得た額とする。

(出荷数量及び販売価額の認定)

第12条 公社は、対象野菜の出荷数量及び販売価額に基づき共同出荷組織等から提出された、対象市場群に属する市場の卸売業者の発行する仕切書又は買付計算書のほか、売買仕切若しくは買付に関し作

成された電子計算機用磁気テープ若しくはフレキシブルディスクまたは電気通信回線で送信する売買仕切若しくは買付データ（茨城県知事が仕切書又は買付計算書と同等と認めるものを含む。以下同じ。以下総称して「仕切書等」という。）に基づいて対象野菜の出荷数量及び販売価額を認定するものとする。

2 前条第1項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は次のとおりとする。

(1) 共同出荷組織にあっては、次のア、イの数量を合計した数量とする。

ア 共同出荷組織が負担金相当額を直接又は間接の生産者に賦課している場合において、当該生産者以外の生産者が当該出荷組織に出荷を委託した対象特定野菜等の数量

イ 対象特定野菜等の生産者が共同出荷組織に対して申告する事業を利用しない期間に当該対象特定野菜等の生産者が共同出荷組織に出荷を委託した対象特定野菜等の数量

(2) 農業経営収入保険の保険関係が成立した相当規模生産者にあっては、公社に申告する事業を利用しない期間の対象特定野菜等の出荷数量

(平均販売価額等の通知)

第13条 公社は、業務区分ごとに、当該対象出荷期間の終了後遅滞なく対象特定野菜等の出荷数量、旬別平均販売価額及び価格差補給交付金等を算定し、その結果を関係共同出荷組織等に通知するとともに茨城県知事に報告するものとする。

(価格差補給交付金等の交付申請)

第14条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から2週間以内に「価格差補給交付金等交付申請書（様式第4号）」を公社に提出しなければならない。

2 共同出荷組織等は、前条の通知を受けた後、価格差補給交付金の交付を辞退するときは、速やかに「辞退届（様式第5号）」を公社に提出しなければならない。

(価格差補給金の交付)

第15条 共同出荷組織等は、価格差補給金等の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給金の金額に相当する金額を第11条第1項の委託に対する生産者に対して（生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託に係る対象野菜の数量を基礎として、価格差補給金を交付するものとする。

この場合、共同出荷組織等は、生産者に交付すべき価格差補給金を生産者から徴収する金額と相殺できないものとする。

ただし、生産者に対し価格差補給金の金額と負担金として徴収する金額とを明確に文書により通知し、確認できるようにした上で相殺する場合にはこの限りではない。

2 価格差補給金は、生産者の預金口座に振込むか、又は受領書を徴することにより、交付した金額を確認できるようにするものとする。

- 3 共同出荷組織等は、第1項により交付を終了したとき又は受領したときは、遅滞なく公社に対して「価格差補給交付金等交付完了報告書（様式第6号）」を提出しなければならない。

この場合、前項の交付を確認できる書類を添付するものとする。

- 4 公社は、前項の提出があったときは、業務区分ごとに取りまとめて茨城県知事に報告するものとする。
- 5 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受け、対象特定野菜等の生産者に価格差補給金を交付する場合、農業保険法施行規則第178条第1号に規定する事業に該当するか否か及び当該対象出荷期間（共同出荷組織等の生産者が価格差補給交付金等交付事業を利用しない期間がある場合は、対象出荷期間から利用しない期間を除いた期間）について生産者に通知するものとする。

（価格差補給交付金等の削減）

第16条 公社は、業務区分ごと価格差補給交付金等の額が別表1、別表2及び別表3の資金造成単価の欄に掲げる額に当該交付予約数量を乗じて得た額を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。

- 2 共同出荷組織等と特例45、特例50及び特例55の契約を行っている場合であって当該対象出荷期間中において、当該共同出荷組織が生産者の委託を受けた、又は当該相当規模生産者が直接に、対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量が、業務区分ごとに、知事の承認を受けた供給計画の出荷数量との差の数量の当該供給計画に対する割合が5分の1以上である場合には、第11条第2項の価格差補給交付金等の単価については、次の(1)又は(2)の額を上回ることができない。

- (1) 別表1及び別表2の業務区分において、特例45の締結を行っている場合にあっては資金造成単価の7分の5、特例50の締結を行っている場合にあっては資金造成単価の6分の5
- (2) 別表3の業務区分において、特例50の締結を行っている場合にあっては資金造成単価の4分の3（キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいの場合はこの単価の8分の7）、特例55の締結を行っている場合にあっては資金造成単価の7分の6（キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいを除く。）

（価格差補給交付金等の一部交付等）

第17条 公社は、共同出荷組織等が次の各号の一に該当するときは、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき。
- (3) 仕切書又は買付計算書の改ざんを行い、又は行わせたとき。
- (4) 交付を受けた価格差補給交付金等について、価格差補給金の交付を怠ったとき。
- (5) 農業経営収入保険と同時利用したとき。但し、同時利用の特例措置の期間に同時利用の選択をしているものは除く。

(6) その他算定と相違があったとき。

(交付準備金)

第18条 公社は、業務区分ごと、第6条第1項の規定により共同出荷組織等から徴する負担金及び県その他の共同出荷組織等以外の者から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を交付準備金として積み立てるものとする。

2 この事業に係る資金の果実は、管理勘定に繰り入れるものとする。

(交付準備金の振替え)

第19条 公社は、他の特例業務方法書の交付準備金からの資金の振替えは、共同出荷組織等が、他の特例業務方法書の当該契約に係る業務区分について解約の申し出を公社に行い、同時に第5条第1項及び第3項の申込みをした場合に同条第2項及び第4項の通知を当該共同出荷組織等にした場合に行うことができるものとする。

(負担金の返戻)

第20条 公社は、第6条第2項で控除してなお残額がある場合又は当該事業期間に係る交付予約数量の申込みを行わない共同出荷組織等に係る交付準備金に残額がある場合、当該資金に係る共同出荷組織等から「会員負担金返戻申込書（様式第3号）」の提出があったときは、茨城県知事と協議して当該残額を当該共同出荷組織等に返戻するものとする。

2 公社は、第5条第4項の規定による承認を共同出荷組織等に通知した後、当該共同出荷組織等の交付準備金に残額がある場合は当該出荷組織等に対し当該残額を通知し「会員負担金返戻申込書（様式第3-2号）」の提出を受けて当該残額を当該出荷組織等に速やかに返戻するとともに茨城県知事に報告するものとする。

(報告の徴収等)

第21条 公社は、必要と認めるときは、共同出荷組織等の業務の状況、価格差補給金等の交付その他について報告を徴し、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

2 公社は、前項で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、不正受給者の公表、価格差補給交付金等の返還、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結の拒否等の措置を講じることができる。

(農業経営収入保険事業に係る周知等)

第22条 茨城県知事及び公社は、農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険制度に係る周知等について、価格差補給交付金等交付事業の適正な実施を図るため共同出荷組織等の指導を行うものとする。

2 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等交付事業において、契約の締結を行う場合には、予め共同出荷組織等の生産者に対し、農業保険法施行規則(平成29年農林水産省令第63号)第178条第1項に規定す

る事業を利用するものは、農業保険法第177条第1項の規定による申し込みをしたことがないもの（同項の規定による申し込みの承諾を受けたことがないものを含む。）を除き、同法第176条に規定する農業経営収入保険の保険資格者に該当しないことを周知すること。

- 3 農業保険法第177条に基づき、農業共済組合連合会との間で農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みのある共同出荷組織等の生産者（農業保険法第177条第1項の規定による申し込みをしたことがないもの（同項の規定による申し込みの承諾を受けたことがないものを含む。）であって、価格差補給交付金等交付事業の契約の締結を行うものを除く。）は、共同出荷組織等に対し価格差補給交付金等交付事業を利用しない意思及び期間を書面により当該利用しない期間が始まる前に申告することとし、共同出荷組織等は当該申告が適切に行われるよう促すこととする。
- 4 公社は、当該保険関係が成立した又は成立する見込みのある生産者から当該申告を受けた共同出荷組織等に対し、申告に関する書類等の提出を求めることができる。

付 則

- 1 この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成12年4月1日から適用する。 2 この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成12年4月16日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成12年5月1日までとする。
- 3 旧財団法人茨城県野菜価格共済補償公社との契約に基づき平成12年3月31日及び同年4月30日までを出荷期間とする業務区分に係る生産者補給交付金交付業務は当公社が承継し、なお従前のとおり行う。
- 4 第10条の旬別平均販売価額は、当分の間、販売金額から消費税を控除した額により計算するものとする。
- 5 別表2の冬春ピーマンのうち対象出荷期間が4月1日から6月15日までの業務区分に係る6月1日から同月15日までの間に適用される資金造成単価、保証基準額及び最低基準額については、当分の間、別表2の夏秋ピーマンのうち対象出荷期間が6月1日から7月31日までの業務区分に係るものを適用する。
- 6 第5条第4項の規定によりがたい対象出荷団体の負担金納入方法は、当分の間従前の例による。

付 則 2（平成13年5月15日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成13年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成13年4月

16日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成13年5月1日までとする。

付 則 3（平成14年5月20日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成14年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成14年4月16日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成14年4月30日までとする。

付 則 4（平成15年3月26日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
2. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成15年4月16日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成15年5月1日までとする。

付 則 5（平成16年3月29日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成16年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成16年4月16日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成16年4月30日までとする。

付 則 6（平成17年4月26日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成17年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成17年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成17年5月2日までとする。

付 則 7（平成18年3月9日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成18年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。

3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成18年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成18年5月1日までとする。

付 則 8（平成18年11月6日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認があった日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

付 則 9（平成19年3月9日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成19年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成19年4月16日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成19年5月1日までとする。

付 則 10（平成19年8月21日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成19年8月31日以降に業務方法書第5条第1項の規定に基づき価格差補給交付金等の交付に関する申し込みの期限となる業務区分及び同条による申し込み期限が同日前である業務区分のうち平成20年4月1日以降に出荷を行う業務区分について適用する。
2. 申し込み期限が平成19年8月31日前である業務区分のうち、平成20年3月31日までに出荷開始する業務区分については、なお従前の例による。
3. 別表3の対象市場群の追加又は削除については、独立行政法人農畜産業振興機構において、指定野菜価格安定対策事業の対象市場として、指定又は削除された時点から適用する。

付 則 11（平成20年3月31日付け承認に係るもの）

1. 業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成20年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。

付 則 12（平成20年7月10日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成20年7月10日から適用する。

付 則 13（平成21年3月31日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し平成21年4月1日から適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成21年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成21年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金

の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成２１年５月１日までとする。

付 則 １４（平成２２年３月３１日付け承認に係るもの）

- １．この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し平成２２年４月１日から適用する。
- ２．対象出荷期間の終了日が平成２２年４月３０日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
- ３．この業務方法書の施行時において、第５条第１項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成２２年４月１５日までとし、第６条第３項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成２２年４月３０日までとする。

付 則 １５（平成２３年３月３１日付け承認に係るもの）

- １．この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し平成２３年４月１日から適用する。
- ２．対象出荷期間の終了日が平成２３年４月３０日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
- ３．この業務方法書の施行時において、第５条第１項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成２３年４月１５日までとし、第６条第３項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成２３年５月２日までとする。

付 則 １６（平成２３年５月２６日付け承認に係るもの）

- １．この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。
- ２．平成２３年８月３０日以前に業務方法書第５条第１項の規定に基づき価格差補給交付金等の交付に関する申込み期限となる業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則 １７（平成２４年３月３０日付け承認に係るもの）

- １．この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し平成２４年４月１日から適用する。
- ２．対象出荷期間の終了日が平成２４年４月３０日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
- ３．この業務方法書の施行時において、第５条第１項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成２４年４月１６日までとし、第６条第３項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成２４年５月１日までとする。

付 則 １８（平成２５年４月１２日付け承認に係るもの）

- １．この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し平成２５年４月１日から適用する。
- ２．対象出荷期間の終了日が平成２５年４月３０日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
- ３．この業務方法書の施行時において、第５条第１項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成２５年４月１５

日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成25年4月30日までとする。

付 則 19（平成26年4月17日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
ただし、別表3に定める対象出荷期間が、平成26年3月16日から開始となる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。
2. 対象出荷期間の終了が平成26年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成26年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成26年4月30日までとする。

付 則 20（平成27年3月27日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
ただし、別表3に定める対象出荷期間が、平成27年3月16日から開始となる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。
2. 対象出荷期間の終了が平成27年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成27年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成27年4月30日までとする。

付 則 21（平成27年7月6日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
2. 平成27年8月30日以前に業務方法書第5条第1項の規定に基づき価格差補給交付金等の交付に関する申込み期限となる業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則 22（平成28年4月6日付承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
2. ただし、平成28年の春だいこんに係る業務区分について、第5条第2項の規定による申込みを承認するときは、別表3に掲げる対象出荷期間のうち、野菜指定産地解除日以降の残存期間を対象出荷期間とする。なお、別表3に定める対象出荷期間が、平成28年3月16日から開始となる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。
3. 対象出荷期間の終了日が平成28年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
4. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず平成28年4月15日

までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成28年5月2日までとする。

付 則 2 3（平成29年2月24日付承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
ただし、別表3に定める対象出荷期間が、平成29年3月16日から開始となる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成29年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず平成29年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成29年5月1日までとする。
4. 別表4の対象市場のうち、土浦地方卸売市場は、独立行政法人農畜産業振興機構からの通知があった日から対象市場とし、通知前は土浦市公設地方卸売市場を対象市場とする。

付 則 2 4（平成30年2月22日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
ただし、別表3に定める対象出荷期間が、平成30年3月16日から開始となる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成30年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成30年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成30年5月1日までとする。

付 則 2 5（平成30年7月10日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
2. 平成30年8月30日以前に業務方法書第5条第1項の規定に基づき価格差補給交付金等の交付に関する申込み期限となる業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の第5条第3項、第4項、第7条、第12条第2項、第15条第5項、第20条第2項については、対象出荷期間の開始日が平成31年1月1日以後である業務区分から適用する。

付 則 2 6（平成31年3月6日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
ただし、別表3に定める対象出荷期間が、平成31年3月16日から開始となる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成31年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。

3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成31年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成31年4月26日までとする。

付 則 27（令和2年3月26日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
ただし、別表3に定める対象出荷期間が、令和2年3月16日から開始となる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が令和2年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、令和2年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、令和2年4月30日までとする。

付 則 28（令和3年3月9日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
ただし、別表3に定める対象出荷期間が、令和3年3月16日から開始となる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が令和3年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、令和3年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、令和3年4月30日までとする。

付 則 29（令和3年7月20日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、令和3年8月31日から適用する。
2. 令和3年8月30日以前に業務方法書第5条第1項の規定に基づき価格差補給交付金等の交付に関する申込み期限となる業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則 30（令和4年2月4日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
ただし、別表3に定める対象出荷期間が、令和4年3月16日から開始となる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が令和4年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、令和4年4月15日まで

とし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、令和4年4月28日までとする。

付 則 3 1（令和5年3月13日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
ただし、別表3に定める対象出荷期間が、令和5年3月16日から開始となる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が令和5年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、令和5年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、令和5年4月28日までとする。

付 則 3 2（令和6年2月15日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
ただし、別表3に定める対象出荷期間が、令和6年3月16日から開始となる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が令和6年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、令和6年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、令和6年4月30日までとする。

付 則 3 3（令和6年8月5日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、令和6年8月31日から適用する。
2. 令和6年8月30日以前に業務方法書第5条第1項の規定に基づき価格差補給交付金等の交付に関する申込み期限となる業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則 3 4（令和7年2月21日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
ただし、別表3に定める対象出荷期間が、令和7年3月16日から開始となる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が令和7年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、令和7年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、令和7年4月30日までとする。

別表 1

業 務 区 分			事 業 期 間	申込期限	資金造成単価 kg当り	保 証 基準額 kg当り	最 低 基準額 kg当り
対 象 野 菜	対象市場	対象出荷期間					
カリフラワー	関東	10月 1日から 12月31日まで	令和 7年10月 1日から 令和 9年12月31日まで	8月31日	40.28	161.00	110.65
かんしょ	東北	7月 1日から 9月30日まで	令和 7年 7月 1日から 令和 9年 9月30日まで	5月31日	35.34	142.00	97.83
	関東	7月 1日から 9月30日まで	令和 7年 7月 1日から 令和 9年 9月30日まで	5月31日	43.94	176.00	121.08
	北陸	7月 1日から 9月30日まで	令和 7年 7月 1日から 令和 9年 9月30日まで	5月31日	50.89	203.50	139.89
	北海道	10月 1日から 12月31日まで	令和 7年10月 1日から 令和 9年12月31日まで	8月31日	32.38	130.00	89.53
	東北	10月 1日から 12月31日まで	令和 7年10月 1日から 令和 9年12月31日まで	8月31日	28.22	113.50	78.23
	関東	10月 1日から 12月31日まで	令和 7年10月 1日から 令和 9年12月31日まで	8月31日	37.26	149.00	102.42
	北陸	10月 1日から 12月31日まで	令和 7年10月 1日から 令和 9年12月31日まで	8月31日	44.76	179.00	123.05
	北海道	1月 1日から 4月30日まで	令和 8年 1月 1日から 令和10年 4月30日まで	11月30日	38.03	152.00	104.46
	東北	1月 1日から 4月30日まで	令和 8年 1月 1日から 令和10年 4月30日まで	11月30日	31.66	126.50	86.92
	関東	1月 1日から 4月30日まで	令和 8年 1月 1日から 令和10年 4月30日まで	11月30日	39.50	158.00	108.62
	北陸	1月 1日から 4月30日まで	令和 8年 1月 1日から 令和10年 4月30日まで	11月30日	44.98	180.50	124.28
こまつな	関東	4月 1日から 6月30日まで	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 6月30日まで	2月末日	48.37	193.50	133.04
	関東	10月 1日から 12月31日まで	令和 7年10月 1日から 令和 9年12月31日まで	8月31日	61.17	244.50	168.04
すいか	関東	5月 1日から 5月31日まで	令和 7年 5月 1日から 令和 9年 5月31日まで	3月31日	51.27	205.00	140.91
	関東	6月 1日から 6月30日まで	令和 7年 6月 1日から 令和 9年 6月30日まで	4月30日	38.39	154.00	106.01
	関東	7月 1日から 8月31日まで	令和 7年 7月 1日から 令和 9年 8月31日まで	5月31日	33.47	134.50	92.66

業 務 区 分			事 業 期 間	申込期限	資金造成単価 kg当り	保 証 基準額 kg当り	最 低 基準額 kg当り
対 象 野 菜	対象市場	対象出荷期間					
そらまめ (乾燥したものを除く。)	関東	5月 1日から 7月31日まで	令和 7年 5月 1日から 令和 9年 7月31日まで	3月31日	78.51	314.00	215.86
ちんげんさい	関東	5月 1日から 6月30日まで	令和 7年 5月 1日から 令和 9年 6月30日まで	3月31日	44.34	177.00	121.58
	関東	10月 1日から 11月30日まで	令和 7年10月 1日から 令和 9年11月30日まで	8月31日	53.36	214.00	147.30
	関東	12月 1日から 12月31日まで	令和 7年12月 1日から 令和 9年12月31日まで	10月31日	58.26	233.00	160.18
	関東	1月 1日から 2月末日まで	令和 8年 1月 1日から 令和10年 2月末日まで	11月30日	61.83	247.00	169.71
	関東	3月 1日から 4月30日まで	令和 8年 3月 1日から 令和10年 4月30日まで	1月31日	51.28	205.00	140.90
に ら	関東	5月 1日から 6月30日まで	令和 7年 5月 1日から 令和 9年 6月30日まで	3月31日	61.48	246.50	169.65
	関東	7月 1日から 10月31日まで	令和 7年 7月 1日から 令和 9年10月31日まで	5月31日	104.94	419.50	288.33
	関東	11月 1日から 12月31日まで	令和 7年11月 1日から 令和 9年12月31日まで	9月30日	153.12	612.50	421.10
	関東	1月 1日から 2月末日まで	令和 8年 1月 1日から 令和10年 2月末日まで	11月30日	157.45	630.00	433.19
	関東	3月 1日から 4月30日まで	令和 8年 3月 1日から 令和10年 4月30日まで	1月31日	93.08	372.50	256.15
みずな	関東	4月 1日から 6月30日まで	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 6月30日まで	2月末日	48.35	193.50	133.06
	関東	7月 1日から 9月30日まで	令和 7年 7月 1日から 令和 9年 9月30日まで	5月31日	75.66	302.50	207.93
	関東	10月 1日から 12月31日まで	令和 7年10月 1日から 令和 9年12月31日まで	8月31日	77.06	308.00	211.67
	関東	1月 1日から 3月31日まで	令和 8年 1月 1日から 令和10年 3月31日まで	11月30日	71.34	285.50	196.33

業 務 区 分			事 業 期 間	申込期限	資金造成単価 kg当り	保 証 基準額 kg当り	最 低 基準額 kg当り
対 象 野 菜	対象市場	対象出荷期間					
みつば (青みつば)	関東	4月 1日から 6月30日まで	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 6月30日まで	2月末日	58.23	233.50	160.71
	関東	7月 1日から 8月31日まで	令和 7年 7月 1日から 令和 9年 8月31日まで	5月31日	82.98	332.00	228.28
	関東	9月 1日から 12月31日まで	令和 7年 9月 1日から 令和 9年12月31日まで	7月31日	134.15	537.00	369.31
	関東	1月 1日から 3月31日まで	令和 8年 1月 1日から 令和10年 3月31日まで	11月30日	106.58	426.00	292.77
メロン (温室メロンを除く。)	関東	6月 1日から 7月31日まで	令和 7年 6月 1日から 令和 9年 7月31日まで	4月30日	69.19	276.50	190.01
やまのいも (ながいも)	関東	1月 1日から 3月31日まで	令和 8年 1月 1日から 令和10年 3月31日まで	11月30日	59.62	238.50	163.97
れんこん	東北	9月 1日から 12月31日まで	令和 7年 9月 1日から 令和 9年12月31日まで	7月31日	80.34	321.00	220.57
	関東	9月 1日から 12月31日まで	令和 7年 9月 1日から 令和 9年12月31日まで	7月31日	79.88	319.50	219.65
	東北	1月 1日から 4月30日まで	令和 8年 1月 1日から 令和10年 4月30日まで	11月30日	91.35	366.00	251.81
	関東	1月 1日から 4月30日まで	令和 8年 1月 1日から 令和10年 4月30日まで	11月30日	88.83	355.50	244.46

備考 北海道市場、東北市場、関東市場及び北陸市場とは、別表4に定める市場をいう。

別表 2

業 務 区 分			事 業 期 間	申込期限	資金造成単価 kg当り	保証 基準額 kg当り	最低 基準額 kg当り
対 象 野 菜	対象市場	対象出荷期間					
スイート コーン	東北	6月 1日から 7月31日まで	令和 7年 6月 1日から 令和 9年 7月31日まで	4月30日	43.95	176.00	121.06
	関東	6月 1日から 7月31日まで	令和 7年 6月 1日から 令和 9年 7月31日まで	4月30日	44.09	177.00	121.89
ブロッコリー	関東	4月 1日から 6月30日まで	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 6月30日まで	2月末日	71.90	287.50	197.62
	関東	10月 1日から 12月31日まで	令和 7年10月 1日から 令和 9年12月31日まで	8月31日	64.14	257.00	176.83
	関東	1月 1日から 3月31日まで	令和 8年 1月 1日から 令和10年 3月31日まで	11月30日	65.98	264.50	182.03

備考 東北市場及び関東市場とは、別表 4 に定める市場をいう。

別表 3

業 務 区 分			事 業 期 間	申込期限	資金造成単価 kg当り	保 証 基準額 kg当り	最 低 基準額 kg当り
対 象 野 菜	対象市場	対象出荷期間					
春キャベツ	関東	4月 1日から 5月15日まで	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 5月15日まで	2月末日	21.08	79.50	53.15
	関東	5月16日から 6月30日まで	令和 7年 5月16日から 令和 9年 6月30日まで	4月15日	17.58	66.00	44.03
夏秋キャベツ	関東	7月 1日から 10月31日まで	令和 7年 7月 1日から 令和 9年10月31日まで	5月31日	19.12	72.00	48.10
冬キャベツ	関東	11月 1日から 12月31日まで	令和 7年11月 1日から 令和 9年12月31日まで	9月30日	17.98	67.50	45.03
夏秋きゅうり	関東	7月 1日から 9月30日まで	令和 7年 7月 1日から 令和 9年 9月30日まで	5月31日	64.80	243.50	162.50
	関東	10月 1日から 11月30日まで	令和 7年10月 1日から 令和 9年11月30日まで	8月31日	75.70	284.00	189.37
冬春きゅうり	関東	5月 1日から 6月30日まで	令和 7年 5月 1日から 令和 9年 6月30日まで	3月31日	52.32	196.00	130.60
	関東	11月21日から 12月31日まで	令和 7年11月21日から 令和 9年12月31日まで	10月20日	104.73	392.50	261.59
	関東	1月 1日から 2月末日まで	令和 8年 1月 1日から 令和10年 2月末日まで	11月30日	92.77	348.00	232.04
	関東	3月 1日から 4月30日まで	令和 8年 3月 1日から 令和10年 4月30日まで	1月31日	64.02	240.00	159.98
夏秋トマト (ミニトマト)	関東	7月 1日から 9月30日まで	令和 7年 7月 1日から 令和 9年 9月30日まで	5月31日	147.14	551.50	367.58
	関東	10月 1日から 11月30日まで	令和 7年10月 1日から 令和 9年11月30日まで	8月31日	168.10	630.50	420.37
夏秋なす	関東	7月 1日から 9月30日まで	令和 7年 7月 1日から 令和 9年 9月30日まで	5月31日	67.74	254.00	169.33
	関東	10月1日から 11月30日まで	令和 7年10月 1日から 令和 9年11月30日まで	8月31日	77.26	290.00	193.42
春夏にんじん	東北	3月16日から 5月31日まで	令和 7年 3月16日から 令和 9年 5月31日まで	2月15日	31.64	119.00	79.45
	関東	3月16日から 5月31日まで	令和 7年 3月16日から 令和 9年 5月31日まで	2月15日	35.57	133.00	88.54

業 務 区 分			事 業 期 間	申込期限	資金造成単価 kg当り	保 証 基準額 kg当り	最 低 基準額 kg当り
対 象 野 菜	対象市場	対象出荷期間					
春夏にんじん	東北	6月 1日から 7月31日まで	令和 7年 6月 1日から 令和 9年 7月31日まで	4月30日	26.63	100.00	66.71
	関東	6月 1日から 7月31日まで	令和 7年 6月 1日から 令和 9年 7月31日まで	4月30日	31.75	119.50	79.81
春ねぎ (こねぎを除く)	関東	4月 1日から 6月30日まで	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 6月30日まで	2月末日	79.10	297.00	198.12
夏ねぎ (こねぎを除く)	関東	7月 1日から 9月30日まで	令和 7年 7月 1日から 令和 9年 9月30日まで	5月31日	76.67	287.50	191.66
秋冬ねぎ (はく皮して調製したものに限る。)	関東	10月 1日から 12月31日まで	令和 7年10月 1日から 令和 9年12月31日まで	8月31日	69.20	259.50	173.00
	関東	1月 1日から 3月31日まで	令和 8年 1月 1日から 令和10年 3月31日まで	11月30日	66.92	251.00	167.35
春はくさい	関東	3月16日から 6月30日まで	令和 7年 3月16日から 令和 9年 6月30日まで	2月15日	16.22	60.50	40.23
夏秋ピーマン	関東	5月16日から 7月31日まで	令和 7年 5月16日から 令和 9年 7月31日まで	4月15日	84.49	316.50	210.89
	関東	8月 1日から 10月31日まで	令和 7年 8月 1日から 令和 9年10月31日まで	6月30日	80.46	301.50	200.93
冬春ピーマン	関東	4月 1日から 6月15日まで	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 6月15日まで	2月末日	90.38	339.50	226.52
	関東	10月21日から 12月31日まで	令和 7年10月21日から 令和 9年12月31日まで	9月20日	101.98	382.50	255.02
たまねぎ (即売)	東北	5月 1日から	令和 7年 5月 1日から	3月31日	21.49	81.00	54.14
	関東	6月30日まで	令和 9年 6月30日まで				
たまねぎ	東北	7月 1日から	令和 7年 7月 1日から	5月31日	25.86	97.00	64.68
	関東	10月31日まで	令和 9年10月31日まで				
春だいこん	関東	3月16日から 6月30日まで	令和 7年 3月16日から 令和 9年 6月30日まで	2月15日	20.84	78.00	51.95

備考 東北市場、関東市場とは、別表4に定める市場をいう。

注 別表3の冬春ピーマンのうち対象出荷期間が4月1日から6月15日までの業務区分に係る6月1日から6月15日までの間に適用される資金造成単価、保証基準額及び最低基準額については、夏秋ピーマンのうち対象出荷期間が5月16日から7月31日までの業務区分に係る額をそれぞれの対象市場群区分に応じて適用する。

別表 4

対象市場群	対 象 市 場 名
北海道	札幌市中央卸売市場
	室蘭市公設地方卸売市場
	函館市青果物地方卸売市場
	釧路市公設地方卸売市場
	小樽市公設青果地方卸売市場
	旭一旭川地方卸売市場
	丸果旭川地方卸売市場
	帯広地方卸売市場
	マルキタ北見地方卸売市場
	公設道央地方卸売市場
	苫小牧市公設地方卸売市場
東北	青森市中央卸売市場
	地方卸売市場弘果弘前中央青果(株)
	八戸市中央卸売市場
	仙台市中央卸売市場本場
	盛岡市中央卸売市場
	花巻市公設地方卸売市場
	岩手県南青果地方卸売市場
	石巻青果花き地方卸売市場
	秋田市公設地方卸売市場
	能代青果地方卸売市場
	秋田県南青果地方卸売市場
	地方卸売市場(株)丸勘山形青果市場
	山形市公設地方卸売市場
	公設庄内青果物地方卸売市場
	福島市公設地方卸売市場
	会津若松市公設地方卸売市場
	いわき市中央卸売市場
	郡山市総合地方卸売市場
	地方卸売市場東印郡山青果(株)
関東	水戸市公設地方卸売市場
	土浦地方卸売市場
	公設鹿島地方卸売市場
	宇都宮市中央卸売市場

対象市場群	対 象 市 場 名
関東	栃木県南地方卸売市場
	前橋生鮮食料品総合地方卸売市場
	高崎市総合地方卸売市場
	桐生市公設地方卸売市場
	伊勢崎地方卸売市場
	館林市総合地方卸売市場
	埼玉川越総合地方卸売市場
	地方卸売市場熊谷青果市場
	地方卸売市場川口中央青果市場
	地方卸売市場浦和総合流通センター
	大宮総合食品地方卸売市場
	地方卸売市場さいたま春日部市場
	所沢総合食品地方卸売市場
	地方卸売市場上尾市場
	越谷総合食品地方卸売市場
	JA全農青果センター(株)東京センター
	千葉市地方卸売市場
	市川地方卸売市場
	木更津市公設地方卸売市場
	船橋市地方卸売市場
	松戸市公設地方卸売市場南部市場
	地方卸売市場(株)金坂青果
	成田市公設地方卸売市場
	柏市公設総合地方卸売市場
	東京都中央卸売市場豊洲市場
	〃 大田市場
	〃 葛西市場
	〃 豊島市場
	〃 淀橋市場
	〃 北足立市場
	〃 板橋市場
	〃 世田谷市場
	〃 多摩ニュータウン市場
	東京都練馬青果地方卸売市場

対象市場群	対 象 市 場 名
関東	東京都八王子北野地方卸売市場
	東京都国立地方卸売市場
	東京都東久留米地方卸売市場
	横浜市中央卸売市場本場
	川崎市中央卸売市場北部市場
	湘南藤沢地方卸売市場
	地方卸売市場横須賀青果物（株）
	平果地方卸売市場
	小田原市公設青果地方卸売市場
	地方卸売市場神奈川青果(株)本社市場
	JA全農青果センター（株）神奈川センター
	甲府市地方卸売市場
	長野地方卸売市場
	上田連合地方卸売市場
	松本市公設地方卸売市場
	諏訪市公設地方卸売市場
	佐久連合地方卸売市場
	佐久長印地方卸売市場
	飯田市地方卸売市場
	飯山中央地方卸売市場
	静岡市中央卸売市場
	浜松市中央卸売市場
	地方卸売市場沼津中央青果本場
	地方卸売市場三島青果市場
	岳南富士地方卸売市場

対象市場群	対 象 市 場 名
北陸	新潟市中央卸売市場
	地方卸売市場長岡中央青果（株）
	地方卸売市場(株)三条中央青果卸売市場
	地方卸売市場柏印柏崎青果（株）
	地方卸売市場(株)新印新潟総合卸売センター
	地方卸売市場(株)新津食品流通センター
	地方卸売市場十日町生鮮食品(株)
	地方卸売市場新印上越青果（株）
	地方卸売市場(株)新印新潟総合卸売センター胎内分店
	地方卸売市場(株)新印青果西部卸売市場
	富山市公設地方卸売市場
	高岡市地方卸売市場
	金沢市中央卸売市場
	南加賀公設地方卸売市場
	七尾市公設地方卸売市場
	福井市中央卸売市場
	地方卸売市場武生青果

価格差補給交付金等交付予約数量申込書

第 号
年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名

貴公社の特定野菜等に関する特例業務方法書第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記事業の業務区分に係る交付予約数量を申し込みます。

記

1. 事業名 特定野菜等価格安定事業（特定野菜・指定野菜）
2. 業務区分、交付予約数量及び委託生産者数

対象特定野菜等	対象出荷期間	対象市場群	交付予約数量	委託生産者数

3. 販売方法

〇〇〇委託販売 する。 しない。

4. 価格差補給金の交付予定経路

※「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」を添付する。

価格差補給交付金等交付予約数量増加申込書

第 号
年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名

貴公社の特定野菜等に関する特例業務方法書第7条第1項の規定に基づき、下記事業の業務区分に係る交付予約数量を増加したいので申込みます。

記

1. 事業名 特定野菜等価格安定事業（特定野菜・指定野菜）

2. 業務区分

(1) 対象特定野菜等

(2) 対象市場群

(3) 対象出荷期間

3. 交付予約数量の増加申込数量 トン

4. 増加の理由

5. 増加後の委託生産者数、交付予約数量及び負担金

--	--	--

6. 販売方法

〇〇〇委託販売 する。 しない。

7. 価格差補給金の交付予定経路

価格差補給交付金等交付予約数量減少申込書

第 号
年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名

貴公社の特定野菜等に関する特例業務方法書第7条第1項の規定に基づき、下記事業の業務区分に係る交付予約数量を減少したいので申込みます。

記

1. 事業名 特定野菜等価格安定事業（特定野菜・指定野菜）

2. 業務区分

- (1) 対象特定野菜等
- (2) 対象市場群
- (3) 対象出荷期間

3. 交付予約数量の減少申込数量

- (1) 既申込みの交付予約数量 トン
- (2) 交付予約数量の減少量 トン
- (3) 減少後の交付予約数量 トン

4. 減少後の委託生産者数、交付予約数量及び負担金

--	--	--

5. 販売方法

〇〇〇委託販売 する。 しない。

6. 価格差補給金の交付予定経路

価格差補給交付金等の交付に関する契約の解約申込書

第 号
年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名

貴公社の特定野菜等に関する特例業務方法書第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記事業の業務区分に係る契約に関して、次のとおり対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間を解約したいので申込みます。

記

1. 解約する業務区分

(1) 対象特定野菜等

(2) 対象市場群

(3) 対象出荷期間

2. 解約の対象となる対象出荷期間の開始日 年 月 日

3. 解約となる交付予約数量 トン

様式第3号（第20条）

会 員 負 担 金 返 戻 申 込 書

第 号
年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名

本組合に係る会員負担金残額について、返戻を申し込みます。

記

- 1 事業名 特定野菜等価格安定事業（特定野菜・指定野菜）
- 2 業務区分
 - (1) 対象特定野菜等の区分
 - (2) 対象市場群
 - (3) 対象出荷期間
- 3 会員負担金残額返戻申込額 円
- 4 申し込みの理由

様式第 3 - 2 号（第 2 0 条第 2 項））

会 員 負 担 金 返 戻 申 込 書

第 号
年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名

貴公社の特定野菜等に関する特例業務方法書第 2 0 条第 2 項の規定に基づき、
本組合に係る会員負担金残額について、返戻を申し込みます。

記

- 1 事業名 特定野菜等価格安定事業（特定野菜・指定野菜）
- 2 業務区分
 - (1) 対象特定野菜等の区分
 - (2) 対 象 市 場 群
 - (3) 対象出荷期間
- 3 会員負担金残額返戻申込額 円
- 4 申し込みの理由 予約数量減少・解約による

価格差補給交付金等交付申請書

第 号
年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名

貴公社の特定野菜等に関する特例業務方法書第 1 4 条の規定により、下記の価格差補給交付金等の交付を申請します。

記

1. 価格差補給交付金等交付申請金額 円
2. 事業名 特定野菜等価格安定事業（特定野菜・指定野菜）
3. 業務区分
- (1) 対象特定野菜等
- (2) 対象市場群
- (3) 対象出荷期間
- (4) 交付予約数量
- (5) 対象出荷期間内旬別交付対象数量、交付金単価及び交付金額

月 旬	業務方法書の規定に基づき 配分された旬別交付対象数量	交 付 金 単 価	価 格 差 補 給 交 付 金 額
月 旬	kg	円 銭	円

4. 委託生産者に対する交付方法

第 年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る価格差補給交付金等の辞退について

このことについて、下記のとおり価格差補給交付金等の申請を辞退します。

記

1 対象特定野菜等の区分

2 対 象 市 場 群

3 対象出荷期間

4 価格差補給交付金等辞退額 円

5 委託生産者数 人

6 理由

価格差補給交付金等交付完了報告書

第 号
年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名

下記のとおり価格差補給交付金等を交付したので、報告します。

記

1. 事業名 特定野菜等価格安定事業（特定野菜・指定野菜）
2. 業務区分
 - (1) 対象特定野菜等
 - (2) 対象市場群
 - (3) 対象出荷期間
3. 価格差補給交付金等の金額 円
4. 価格差補給金として交付済み額 円
5. 交付経過
 - (1) 価格差補給交付金等受領年月日 年 月 日
 - (2) 価格差補給金交付終了年月日 年 月 日
 - (3) 価格差補給金生産者別交付一覧
 - (4) 委託生産者に対する交付方法
 - (5) 交付生産者数 人
 - (6) 特例業務方法書第15条ただし書きに定める相殺交付した場合の生産者への通知文写し

※なお、添付された明細書は交付額確認のためのみに使用します。